

条例の概要

茨城県食と農を守るための条例（概要）

1 目的（第1条）

- 我が国において食料安全保障の達成が重要な課題となっているとの認識の下、食料と農業及び農村に関する基本となる事項を定める。本県農業及び農村の持続的な発展並びに県民の豊かな食生活の実現に寄与する。

2 基本理念（第2条）

- (1) 食料は、主食となる米、麦等の重要性を踏まえつつ、県民がいかなる時でも健康な生活を送ることができるよう、多様化する需要に即した生産並びに安全及び安心が確保され、かつ、食料自給率の向上が図られることにより、将来にわたって安定的に供給されなければならないこと。
- (2) 農業は、人間の生命の維持に欠くことができない食料を生み出す重要なものであることに鑑み、環境との調和に配慮し、生産基盤の強化・担い手の確保、生産性・収益性の高い安定した経営により、持続的な発展及び強靱化が図られなければならないこと。
- (3) 農村は、農業の有する食料の供給の機能・多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、福祉の向上により、振興が図られなければならないこと。

3 関係機関の役割等（第3条—第8条）

- 県の責務、市町村との連携等、関係者の役割（農業者、農業関係団体、食品関連事業者、県民）を明確化

4 基本的施策（第9条—第25条）

- (1) 農畜産物の安定供給の実現（第9条）
国際情勢に左右されにくい農業構造への転換・需要に応じた生産体制の強化 等
- (2) 環境との調和に配慮した持続可能な農業の推進（第10条）
有機農業・耕畜連携の推進、総合的な病害虫管理の推進、温室効果ガスの排出量削減 等
- (3) 農地の適正かつ有効な利用等（第11条）
農地の集積・集約化、遊休農地の利用の促進・発生の防止 等
- (4) 生産基盤の総合的な整備等（第12条）
農地、農業用排水施設、ため池、農道等の総合的・計画的な整備、保全、強靱化 等
- (5) 水田農業に対する支援の強化等（第13条）
米、麦等並びに園芸作物及び飼料作物等の生産・品質の確保のための支援 等
- (6) 多様な担い手の確保・育成（第14条）
意欲ある農業者等への生産技術の習得・向上支援、若年農業者の確保・育成 等
- (7) 女性の参画等の促進（第15条）
女性の農業経営・地域活動への参画、連携の促進のための環境の整備 等
- (8) 意欲ある農業者等による営農指導の実施（第16条）
経験豊かな意欲ある農業者等が営農指導を行うことができる環境の整備 等
- (9) 農業経営の安定（第17条）
経営の健全化支援、相談体制の強化、農業保険等の加入促進、法人経営支援 等
- (10) 生産性の向上等による収益性の高い農業の推進（第18条）
スマート農業の推進、需要に応じた生産体制等の構築、輸出、付加価値向上等による販路の拡大 等
- (11) 農業技術の向上等（第19条）
新技術・新品種の開発等、研究者・技術者の育成、食料安全保障に資する試験研究 等
- (12) 農村及び中山間地域等の総合的な振興（第20条）
生産基盤・生活環境の整備、地域コミュニティの維持 等
- (13) 鳥獣による被害の防除（第21条）
有害鳥獣の個体数を減らすための捕獲、鳥獣による被害を防除する体制づくり 等
- (14) 自然災害等による被害の防止・復旧支援等（第22条）
生産基盤の強靱化、農地等の復旧支援、経営再建支援、事業継続計画策定の普及 等
- (15) 地域内の農業者・消費者の循環型ネットワークづくり（第23条）
地域内で消費者が農業者を支える循環型ネットワークの実現に向けた県民意識の醸成
- (16) 県産農畜産物の利用の促進等（第24条）

県産農畜産物の学校給食への利用促進・消費の拡大等

(17) 食育を通じた県民と農業者等との相互理解の促進等（第 25 条）

イベントの開催、食育の推進のための推進組織の育成、人材の確保等

県民に対する学習機会の確保、体験活動の促進

食品ロス削減の県民意識の醸成 等

5 その他（第 26 条—第 28 条）

- 年次報告（第 26 条） ○ 推進体制の整備（第 27 条） ○ 財政上の措置（第 28 条）